◎新潟県告示第386号

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第1項の規定により、姫川港港湾計画を次のとおり変更した。 令和元年8月30日

姫川港港湾管理者

新 潟 県

代表者 新潟県知事 花 角 英 世

- 1 港湾計画の変更年月日
 - 令和元年8月19日
- 2 港湾計画の変更の概要
 - (1) 小型船だまり計画

地区名	施設	能力
東ふ頭地区	物揚場	水深2.5m 延長50m
	物揚場	水深2.5m 延長30m
	ふ頭用地	1 ha

(2) 土地利用計画

地区名	用途	能力
東ふ頭地区	ふ頭用地	面積 3 ha
	交通機能用地	面積 1 ha

3 関係図書の縦覧の場所

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局港湾整備課

糸魚川市南押上1丁目15-1

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部